

平成30年 第5回

教育委員会臨時会会議録

平成30年3月27日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2494号

平成30年第5回臨時会

日 時 平成30年3月27日(火) 午前10時02分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	佐々木 貴 浩
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第17号 港区立学校給食事業安全衛生管理者等設置規則及び港区立学校給食事業安全衛生委員会規則を廃止する規則について
- 2 議案第23号 区長の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行について
- 3 議案第24号 港区教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について
- 4 議案第25号 港区教育委員会事務局組織規程等の一部改正について
- 5 議案第26号 港区教育委員会事務局統括課長、統括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正について
- 6 議案第27号 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について
- 7 議案第28号 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

日程第2 教育長報告事項

- 1 平成30年度予算特別委員会の総括質問について
- 2 寄付の受領にについて
- 3 平成30年度新入学予定児童・生徒数について
- 4 平成30・31年度の港区青少年委員の委嘱について
- 5 平成30・31年度の港区スポーツ推進委員の委嘱について
- 6 生涯学習推進課の4月事業予定について
- 7 図書館・郷土資料館の4月行事予定について
- 8 4月指導室事業予定について
- 9 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年（平成29年12月31日現在）の評定状況の調査結果について

「開会」

○教育長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成30年第5回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

なお本日、教育長報告事項の9「都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年（平成29年12月31日現在）の評定状況の調査結果について」の案件が追加となっておりますので、よろしく申し上げます。

（午前10時02分）

「会議録署名委員」

○教育長 では、日程に入ります。

本日の署名委員は、小島委員に申し上げます。

○小島委員 分かりました。

日程第1 審議事項

1 港区立学校給食事業安全衛生管理者等設置規則及び港区立学校給食事業安全衛生委員会規則を廃止する規則について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第17号「港区立学校給食事業安全衛生管理者等設置規則及び港区立学校給食事業安全衛生委員会規則を廃止する規則について」です。この案件は前回定例会で継続審議となった案件です。説明をお願いします。

○学務課長 それではおめくりいただきまして資料ナンバー1-2をご覧くださいと思います。

「審議内容」につきましては、学校給食調理主事の減少に伴いまして港区立学校給食事業安全衛生委員会を廃止するために、港区立学校給食事業安全衛生管理者等設置規則及び港区立学校給食事業安全衛生委員会規則を廃止するものでございます。

「廃止理由」のところでございます。学校調理業務委託を実施している学校が小・中学校合わせて26校中24校となりまして、安全衛生委員会を構成する委員、本来であれば労使から4名の委員が同数で出席するものですが、学校側の給食調理主事が委員として2校から4名出席することが、7、8名の現場では現実的に困難であることから、安全衛生委員会規則を廃止し、安全衛生推進者を置き、柔軟に対応できる体制を整えるものでございます。

2の「経緯」です。平成16年度から学校給食調理業務の民間委託を開始し、平成24年3月23日に給食調理主事が50名未満となったとしても、安全衛生委員会は存続させるということを決定いたしました。平成28年度には民間委託を実施している学校が24校、給食調理主事が16名となりまして、平成29年5月31日の安全衛生委員会で廃止を決定し、新たに安全衛生推進者を選任し、対応するとしたものでございます。

前回の教育委員会でご質問いただいた内容について2点ございます。まず給食調理主事が50名未満となった平成24年度以降に規則改正をしていないことについて、法に抵触しないのかという

こと。次に、規則廃止の施行期日はさかのぼらなくてもいいのかというご質問をいただいたところでございます。

労働安全衛生法につきましては、安全衛生委員会については月に1回以上開催しなければならないと定められておりますが、平成30年3月14日に三田労働基準監督署に確認をしたところ、50名未満となった時点で安全衛生委員会の設置義務がなくなることから、50名未満の場合は月1回以上の開催は必要ないとのことでした。50名未満となりまして、安全衛生委員会の設置義務がなくなりまして、開催回数の制限を受けないと判断し、平成24年度以降については開催回数を減らして委員会を実施しているところでございます。

また港区立学校給食安全衛生委員会規則は、労働安全衛生法のほかに国の学校給食事業における安全衛生管理要綱に基づき、委員会の運営について必要な事項を定めるとしてございます。この要綱の中では安全委員会または衛生委員会の設置を要しない事業場にあっても、委員会の設置等安全または衛生に関する事項について関係労働者の意見を聞くための機会を設けることにより、労働災害防止上に有効な措置を講ずることとなってございます。そのため既にある委員会を活用することで、職場巡回や研修など労働者の安全と健康を守る取り組みを進めることができると判断し、委員会を存続したものでございます。

また規則廃止の施行期日をさかのぼらなくてよいのかのご質問に関してです。平成29年5月31日の安全衛生委員会におきまして、学校で何か問題が発生した場合に緊急招集し、委員会を開催するとし、平成30年3月31日までは委員の職に当たるとしたため、安全衛生委員会は機能しているものとし、平成30年3月31日をもって委員会の廃止を行うことが適当であると判断してございます。

前回説明不足により改めてご審議をお願いする結果となり、申し訳ございませんでした。改めてご決定の程よろしくお願いいたします。以上です。

○教育長 説明終わりました。ご質問、ご意見をお願いします。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第17号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第17号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 区長の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行について

○教育長 次に、議案第23号「区長の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、議案第23号「区長の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行について」ご説明をさせていただきます。資料ナンバー2を用いてご説明させていただきます。

本案は平成30年度の組織改正により、教育委員会事務局次長が廃止され、部が設置されること

に伴いまして、地方自治法の第180条の2の規定に基づいて平成30年3月8日付、区長から教育長に対して、次長、課長、学校長等の事務の一部の委任及び補助執行について協議がありましたので、協議内容に異議のない旨を教育委員会にてご審議の上、回答させていただくものでございます。

まず資料ナンバー2の別紙1でございます。こちらが今回の協議内容で、区長から教育長に宛てられたものでございます。改正による変更は項番2「事案の専決」の部分で、これまで次長となっておりますが、2部長が設置されますので各部長となっております。なおこのもとになります内容でございますけれども、参考資料の一番後ろにございます平成10年3月31日付、区長から教育長宛てに通達されました参考資料となっております。

回答文は別紙の2にございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明終わりました。ご質問、ご意見をお願いします。

○小島委員 事務の一部の委任、委任する事務とか補助執行とか、なかなか我々分かりづらいので、例えばこういう事務が委任される、こういうことで補助執行するという具体例がありますか。

○庶務課長 委任される事務、それから補助執行については、契約事務規則であるとか予算事務規則、港区会計事務規則、こちらの別紙1の方にも記載してございます。

○小島委員 別紙1の項番1ですね。

○庶務課長 「教育長等に委任する事務及び補助執行をさせていただきます」というものでございます。

○小島委員 今回は2部長制になる、それに伴う改正ということによろしいですか。

○庶務課長 今回の組織改正に伴いまして、部長職が設置されますので、これまでこの事案の専決の部分で、教育長の下に次長となっておりますこちらが「部長専決の区分による」となります。改めて組織改正に伴って、この事務委任と事務執行について照会があったというものでございます。

○教育長 よろしいですか。

○小島委員 あともう1点、少し細かいですが、参考資料の平成10年度の文書ですよ。まず1として「委任及び補助執行事務」で、東京都港区契約事務規則、東京都港区予算、東京都……。これ全部「東京都港区」となっているのですが、平成10年当時「東京都港区」だったのですか、「港区」ではないのでしょうか。

○庶務課長 平成10年でちょうど地方自治法の改正がありまして、東京都の事務の移管という形がありました。清掃もこの時期に区の方に移管をされているということでこのときに、これ以降、今までこちらの方「東京都」と全てついておりましたけれども。

○小島委員 そうすると全部これ、港区の規則ですよ。

○庶務課長 そうですね。

○小島委員 港区の規則の名前をつけるのに「東京都港区」とつけたのですか。昔から「港区」だったのではないかと思うのですが、これはちょっとおかしいのではないかという気がします。

○庶務課長 東京都の事務を区が行っていたのですけれども、東京都の事務というか。

○小島委員 平成10年当時の話ですが。

○次長 平成10年当時は、23区がどこもそうなのですが、東京都の内部団体という扱いでした。そのため、表記するときは「東京都港区」という言い方をしていたのですが、平成12年4月に清掃事業の移管等によって地方自治法が改正されて、基礎的自治体という自治法上の位置づけになったことによって、「東京都」という表記もなくなったということです。

○小島委員 では、平成10年より前は正式な呼称としては「東京都港区」と言っていた。この10年を境に「港区」と。

○次長 正式には平成12年4月1日だったと思います。

○小島委員 そうですか、分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第23号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第23号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第24号「港区教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○庶務課長 議案第24号「港区教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について」、ご説明をさせていただきます。本日付配布資料の方を差しかえさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。議案資料はナンバー3の本日付の規則案文とそれから3-2の新旧対照表、それからナンバー3-3の概要となっております。

まず3-3の概要の方をご覧ください。組織規則では港区教育委員会の権限に属する事務を処理するため、港区教育委員会事務局の組織を定めてございます。課や室とともに部長・課長・室長・担当課長、また課レベルの分掌事務を規定してございます。平成30年度における教育委員会事務局組織の改正に伴いまして、部・課・室等の名称それから分掌事務等において変更が生じたので、それらの改正についてご審議いただくものでございます。

まず項番1の改正の対象となる規則でございすけれども、港区教育委員会事務局組織規則のほか16件、全部で17件ございます。改正の内容は全て同様でございますので、一括してご審議をお願いしたいと思います。

項番2の「改正概要」でございすけれども、(1)部・課・室及び部長・課長・室長の教育委員会事務局の組織名称を改めるものです。新たな部の名称は網かけの部分、「教育推進部」「学校教育部」を設置してございます。学務課以外の課・室名につきましては学務課以外下線部のあるところは改正となります。

おめくりいただきまして、(2)の「分掌事務の改正」についてでございます。こちらは新たな部の設置によりまして、部の分掌事務を定めるとともに各課・室の分掌事務を一部改めるものです。下線部のところが改正内容となっております、生涯学習スポーツ振興課、図書文化財課については変更はございません。教育長室のところでは10番目のところでございますが、「局の調整管理に関する事」となっておりましたところが「事務局及び部の調整管理に関する事」。学務課のところでは7のところでございますけれども、こちらは部を設置したことによりまして「部の調整管理に関する事」。教育指導課の3の部分では、「学校教育の指導に関する事」の部分につきましては「専門的事項の指導に関する事」を追記してございます。

施行日は平成30年4月1日となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明終わりました。ご質問、ご意見をお願いします。

議案資料ナンバー3の7ページな7ページの公印の印字ですが、「事務局次長印」は「教育推進部長印」や「学校教育部長印」になるのではないのでしょうか。

○庶務課長 今までにある課長印等につきましても、全て課長印という。

○教育長 「事務局課長印」になるのですか。

○庶務課長 としておりますので、こちら部長印という形で。

○教育長 そうなのですか。そうすると、区長部局は「〇〇部長印」ではなくて「港区部長印」という形になるのですか。

○庶務課長 区長部局の方は各部ごとに公印を持っていますので、各部長名が入っているかと思うのですが、教育委員会につきましては今までが次長印であった、それから課長印についても課長印というくくりで定めておりましたので、引き続きという形です。

○教育長 確認してくれますか。

○庶務課長 分かりました、確認させていただきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 ナンバー3-3の2ページの①の「部の分掌事務」なのですが、分掌事務で全部アンダーラインが引かれて、アンダーラインが引かれているということは新しく書いたということのようですが、今までの各課の分掌事務をそのまま持ってきたのですか、それとも今回教育推進部と学校教育部になるので少し変えたということなののでしょうか。この全部アンダーライン引いてあるのですけど。

○庶務課長 部につきましては、これまでは部という設置がございませんでしたので、改めて今回のこの2部に対して分掌事務を定めたというものでございます。当然これまでの課が担っていたものもこの部の中に盛り込んでいる部分がございますけれども、例えば教育推進部の中では「私立学校支援に関する事」というようなことは、今回改めて、この組織改正に伴って私立学校支援というものを打ち出しておりますので、入れているものでございます。

○小島委員 この教育推進部の5は新たに分掌事務として規定されたと。私立学校に対しては教育

委員会はどの程度コミットメントできるのか、また、現にどのような支援をしているのでしょうか。

○**庶務課長** まず私立幼稚園に対しての補助金、それからさまざまな支援を行っております。そのほか区内にある各種学校・専門学校に対しても庶務課の方から、東京都からや国からの通知等をお知らせするなど、緊急の部分も含めてメール等でお知らせをしたりしております。

○**小島委員** なるほど、私立の各種学校とか専門学校ですね。

○**庶務課長** あとそのほか、私立の小・中学校については、特段今のところはまだこれといった大きな支援はございませんが。

○**小島委員** 私立の小中学校はやはり独立しているので、東京都の然るべき所管課が担当していて、区の教育委員会はやっていないと思います。

○**庶務課長** 私立の小・中学校については職務代理者おっしゃるとおりに、東京都の方が管轄となつてございますけれども、ただし今回のこの組織改正におきましては、私立の小・中学校に通う生徒に対しても、区としての支援を行う必要があるのではないかとということがありますので。

○**小島委員** 幼稚園だけかと思っていましたが、分かりました。新しく「私立学校の支援に関すること」と書いてあるので、中身的にどうなのかなと思って質問しました。

○**教育長** 今の関連で、部の分掌事務には「私立学校支援に関すること」とありますが、課の分掌事務ではどこにそれが出てくるのですか。

○**小島委員** 庶務課の5でしょうか。

○**教育長** これですと私立の小・中は入らないのではないですか。

○**庶務課長** そうですね、この表記ですと。

○**小島委員** 「私立学校の支援に関すること」という、部の分掌事務の内容がまだよくきちんと規定されていないような感じがするので。

○**庶務課長** 言われてみると、課の中で落とし込めていない。

○**教育長** 確認するようにしてください。それから3ページの、「の指導に関すること」が「に関する専門的事項の指導に関すること」になっていますがどうしてこの時点で変更になったのですか。

○**指導室長** もともとの条文が地教行法に規定されている指導主事の専門的職務、そこの中には学校教育に関する専門的事項の指導というのが指導主事の職務なのですね。そこが省略されていたので、改めて入れさせていただいたと。当然のことながら学校教育の指導に関しては学務課も指導する内容があるわけです。その中で指導主事というのは、より専門的な教育課程とかそういったところの限られた分野というところになっています。例えば転校相談とかそういったものというのは、就学に関するものは、学校教育にかかわるものですが学務課が行います。給食も、給食指導となれば当然学務課が行っているのですが、指導の内容になってくると指導室が行います。だから専門というのはつかざるを得ないのがもともとの法令の意味なので、あえて今回は強調させていただいたということです。

○**教育長** そうすると他の自治体も「に関する専門事項」と入っているのですか。

○**指導室長** 他の自治体はもっと細かく生活指導・進路指導・何々指導とか、指導内容を全部書き

連ねて、長く書いているところがいっぱいあるのです。なので、港区とか少ないところはこうせざるを得ないと。

○教育長 少なくとも「学校教育の指導に関すること」という自治体はないのですか。

○指導室長 もっと細かく書いているか、「専門的」と入れるかどちらかです。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 そうしたらまた2ページに戻って、学務課の分掌事務に「教育指導」なんて入っていないのですか。

○指導室長 なので、「学校保健及び学校給食に関すること」とか、その内容は学務課の行うものが限定されて入っていますので。

○小島委員 そうか。これが学校教育の教育指導になるわけですか。

○指導室長 そうです。

○小島委員 教育と言うと算数・国語とかそういうのが教育のように感じてしまうので。

○指導室長 保健も大事な指導ですし、給食も指導ですから。なので、食育計画を学務課がやっているのはそういうことですよね。

○小島委員 食育だって何だって専門的事項ではないのですか。

○指導室長 大ざっぱなところというか大きな概括については学務課がやりますけど、具体的に学校が子どもたちに指導を行う場面では、指導室がかかわってくるので専門的事項になってくるわけです。

○教育長 そうすると学校教育部ですが、4番目には「学校保健及び学校給食に関すること」があり、同じ内容の分掌事務が学務課にありますよね。一方、8番目の「学校教育の指導に関すること」とありますが、これは学務課の「学校保健及び学校給食に関すること」以外で、指導室の「学校教育に関する専門的事項の指導に関すること」以外も含めてということですか。具体的にどこにある分掌事務ですか。

○指導室長 どこにあるかというと非常に難しいのですが、要するにここの多分4番に書いてある「学校保健及び学校給食に関すること」の中で、学務課が行っている事務もあれば学務課が行っている教育の内容の面もあったりするわけなので、それを全部含めて8番に指導室と学務課のものが寄ったと解釈していただくと分かりやすいかなと思うのです。

○教育長 かえって分かりにくいですね。

○指導室長 指導室としては8番を「学校教育に関する専門的事項の指導に関すること」としていただいても全然構わないのですが、ただ「学校教育の指導に関すること」であれば、学務課も指導室も学校教育部ですから、基本網羅されているので、「専門的」となると指導室だけのことを書いていることになってしまうので、部としては「専門」を外した方がいいのかなと思うのですが。

○教育長 それは理解しにくいですね。

- 小島委員 細かく言えば学校教育の指導の中に、4番の「学校保健及び学校給食に関すること」も含まれるということになりますよね。
- 指導室長 ただ給食の運営とかそういうところは学務課独自になりますから、学校保健の運営に関することも学務課独自になるので、それはやはり取り出しになって、指導ではないものもあるのです。
- 教育長 にもかかわらず学務課はそれらを5番で一緒にしているのでしょうか。
- 指導室長 そうですね。
- 教育長 ちょっと分かりにくいのです。
- 指導室長 きっちりすみ分けするのが難しいというのが。
- 教育長 小島教育委員が言われているような疑問が生じてしまいます。
- 指導室長 そうですね。
- 小島委員 適宜、あと少し何かやってもらえば。
- 教育長 分掌事務に関しては、新しい部がつくられたことによって、出てきたではないですか。きちっと精査しておかないとおかしな話になってしまうので、もう1回確認してくれますか。
- 指導室長 学務課の「学校保健の事務に関すること」に直してしまえばよいのではないのでしょうか。
- 教育長 ①は、港区教育委員会として初めて決めることになるのですよね。
- 庶務課長 おっしゃるとおり部の分掌事務としては初めて定める、規定するものです。
- 教育長 それは事務局に確認してもらおうという前提で、ほかに何かありますか。ご質問ご意見ありますでしょうか。
- 田谷委員 そうすると資料ナンバー3-3の2の(1)のところで、今までと新しいところと対照していくと、例えば庶務課というのは教育長室になるわけですよね。そうすると学校施設担当というのはどこになるのですか。
- 庶務課長 学校教育部の下にございます学校施設担当という。
- 田谷委員 こっちですか。
- 庶務課長 これまでの学校施設整備担当を改めまして、学校施設担当という形です。
- 田谷委員 ではもう一つお聞きします。そうするとその2ページの②の分掌事務のところで、全部の課の分掌、そこに入っていないですよね。教育企画担当とか、これはどうしてですか。
- 庶務課長 担当業務につきましては、分掌事務の方の規定にないものでございます。この規則そのものについては部と課の方の規程になっております。
- 教育長 それはなぜでしょうか。
- 小島委員 教育長室に入るのではないですか。教育長室の中に担当は。
- 庶務課長 係として入ってまいります。この後ご説明させていただく規程の中で、係として入ってまいりますけれども。
- 小島委員 教育長室の8番に、「教育行政の総合的な企画及び調整に関すること」と入っているか

ら、担当はここに入るということではないですか。

○庶務課長 担当課長は分掌事務を規定に定めておりませんので、教育推進部の中に位置づけて決裁により定めてまいります。

○小島委員 教育企画担当というのは教育長室に所属するのではないのですか。だから教育長室の分掌の中に入るということでいいのではないのですか。

○庶務課長 担当課長については、教育長室・教育推進部で決裁を行うということです。

○小島委員 ということではないのですか。

○教育長 田谷委員、よろしいですか。

○田谷委員 もう一つ、学校施設担当も同じことですか。

○庶務課長 担当についてはその部・課の中で決裁を行います。

○田谷委員 なるほど。担当ですね、分かりました。

○教育長 今のは答えになっていません。決裁が云々ではないはずですよ。

○指導室長 担当課長というのは、学務課の分掌事務の中のこれを担当しますよということで、学校施設に関するものについては学校施設担当課長になるということなので、要するに特設の課長なわけですよ。ですので、分掌事務は学務課に属するということになるので、教育長室の中の担当事務で教育政策が入っているわけなので。指導室の中に特別に教育センター担当課長というものを置くことも将来的にはできるということなので、逆に言うと。

○庶務課長 担当課長につきましては、一部の、専任的な事項について担当するものなので、全部その部・課の中で総括するということになります。

○教育長 組織上のラインは一つ一つ分掌事務を決めてそれを担当する、それを責任を持っていくので決めておかななくてはいけないんですけど、担当というのは、組織上はスタッフですよ。ラインの中の一部を担うのです。だから担当課長というのはどこにも分掌事務が明記されないのです。ですから今室長が説明しましたけれど、例えば教育企画担当課長は教育長室の中の実務の一部を担っている。一部分を、教育長室長と一緒にやっていくということでこの分掌事務がつくられています。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第24号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第24号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区教育委員会事務局組織規程等の一部について

○教育長 次に、議案第25号「港区教育委員会事務局組織規程等の一部改正について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、議案第25号「港区教育委員会事務局組織規程等の一部改正について」ご説明させていただきます。議案資料はナンバー4の規則の案文、それから4-2の新旧対照表、4-3の概要となっております。

では、4-3の概要をご覧ください。組織規程については課を構成する係や係単位の分掌事務を定めてございます。ご審議いただく内容は先程の規則と同様教育委員会組織の改正に伴って、教育委員会事務局組織規程ほか、10件の訓令の改正となっております。

項番1の改正の対象規則はこの11件でございます。

項番2の「改正概要」でございますけれども(1)が組織名称等の改正で、部・課・室・係及び部長・課長・室長の名称を改め、教育長室の係名を改めまして、図書文化財課につきましては郷土資料館が整備されましたので、新郷土資料館整備担当を廃止して4係となっております。

おめくりいただきまして(2)でございます。主任指導主事の配置に伴う改正で、教育指導課に新たに主任指導主事を配置することが必要な規程を整備するものでございます。

(3)につきましては係の分掌事務を改めるもので、改正前後の内容は資料のとおりとなっております。左側が現行の分掌事務、右側が改正後の係の分掌事務となっております。

いずれも施行日は平成30年の4月1日でございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明終わりました。ご質問、ご意見をお願いします。

資料4-3の1ページ目の、さっきの田谷委員の質問に関連するのですが、組織体系図の右端の教育企画担当課長から、実線ではなくて波線で教育企画担当に結ばれています。ところが、学校教育部の学校施設担当課長は、実線でいいのですか。左端の学校施設整備担当課長も実線ではないのですか。

○庶務課長 そうです。

○教育長 言うならば、今の組織での教育政策担当というのは庶務課教育政策担当係長ですよ。事実上は教育政策担当課長のもとに教育政策担当係長がいるのだけど、組織としては庶務課長のもとにいるわけですよ。だけど学校施設整備担当課長は、実線になっている。学校施設整備担当課長のもとで働く職員は、組織上学務課の職員ですよ。だからここ実線ではないのではないのですか。

○庶務課長 そうですね。

○教育長 非常に重要な話です。

○庶務課長 全体像がお見せできていなくて申し訳ありません。教育長おっしゃるとおりここは実線ではございませんので、教育企画担当と同じこの波線になって、係が学務課の方につながっていくという形になります。

○小島委員 この右側だけですよね。こっち側は実線でいいのですか。

○教育長 そこは実線です。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第25号について原案どおり可決することにご

異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第25号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正について

○教育長 次に、議案第26号「港区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正について」説明をお願いします。

○庶務課長 議案第26号「港区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正について」ご説明させていただきます。議案資料は資料ナンバー5の規則案文、5-2の新旧対照表、5-3の概要となっております。

まず5-3の方の概要をご覧ください。「審議内容」は特別区における行政系人事制度の改正に伴いまして、港区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部を改正して、職の名称に係る規程を改めるものでございます。

項番1の「改正内容」でございすけれども、「総括係長」の名称を「課長補佐」、また「主任主事」の名称を「主任」に改めます。名称の変更に伴う必要な規程整備も行います。

資料の5-2の新旧対照表の方をご覧ください。第4条において「特に重要かつ困難な職務に従事し、課長を補佐する係長の職を課長補佐として指定」いたします。そのためこれまで名称を規程しておりました「総括係長」の名称については、「課長補佐と称することができる」とする第4条の2、それから「副係長と称することができる」としております副係長の名称を規程している第6条については、こちらは名称の規程となるものですので、職の指定ではないため、今回削除となっております。

施行日については30年4月1日でございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明終わりました。ご質問、ご意見をお願いします。

そもそも「総括係長」、「課長補佐」について説明してもらった方がいいかもしれません。

○庶務課長 「総括係長」については特に係内、課の中での重要な困難な職務に従事しながら、調整事項が多いであるとか。庁内での調整事項であるとか困難な課題に対して従事し、それを、課長を補佐するというのが「総括係長」の位置づけとなっております。特に高度な知識や、それから経験がある者として今までは位置づけていたものでございます。

○教育長 「主任」は、「主任主事」。次長、説明をしてください。

○次長 規程のとおりかどうか分かりませんが、入区するとまず、「主事」として採用されるのですけれども、「主事」の職務のうち特に高度かつ重要なものを「主任主事」が行うという規程だったと思います。「総括係長」は係間の総合調整を行い、自分の係の事務だけではなく係間の調整も入

ってくるので、そういったものは「総括係長」が行う。課長の補佐も総括係長が行います。

○教育長 分かりやすく言うと、「主事」の中でもより高度な事案を扱うのが「主任主事」。「係長」がいて、「係長」の中でもより高度なものを扱うのが「総括係長」。「課長」がいて、「課長」の中でもより高度な課長業務を担うのが「統括課長」。そんなイメージです。

○小島委員 なるほど。

○教育長 それを今回、名称をちょっと変えたということですね。「副係長」はどうですか。

○庶務課長 これまでも「副係長」という名称については、「主査」も同じですけれども、一つの「係長」の分立というか、いわゆる区別をするという意味で名称をつけていたというもの、あだ名的、あだ名ではないですけれども、「係長」として、「副係長」だの「主査」だのという名称をその人にあてていたというものですので、特に今回は、これは職を指定するものであって、名称ではないということから今回全部削除という形になっております。特に名称については規程を用いなくてもよいと聞いております。

○教育長 よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。議案第26号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第26号については原案どおり可決することに決定いたしました。

6 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第27号「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○指導室長 議案第27号でございます。「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について」ということで、資料ナンバー6の方にその規則を載せてございます。資料ナンバー6-2の方には新旧対照表を、そして資料ナンバー6-3につきましてはその概要について記してございます。

ではナンバー6-3を使いましてご説明申し上げます。これまで幼稚園教諭につきましては「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」によりまして、1年たった際に、幼稚園の教諭につきましては調整号数をして給与を上げていたという経緯がございます。それにつきましては「改正の背景」にございますように、官民の格差がなくなってきたということでもう既に港区以外の、例えば東京都ですとか国とかですとかでは、そういった調整号数についてはもう廃止されています。そのことについてまず改正、またあわせて「国への退職派遣から幼稚園教育職員に採用される者の給料決定等に関する基準」ということで、今までは人事交流だけが主で、それを例えば学大附属の幼稚園に行ってきたりまたそこから戻ってくる、こういうのは交流の派遣だったのですけれども、例えば国の教科調査官なんかに行きますと、区を退職して教科調査官になるのですね。それが戻ってくる時にというのはなかなか規程がなかったのですが、今回条文の8条のところ「人事交流等」と

ということで「等」を加えることによって、そういった方がすんなり戻ってこられるような改正をするというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定の程よろしくお願いいたします。

○教育長 説明終わりました。ご質問、ご意見をお願いします。

○小島委員 今の後者はこの改正のどこに入るのですか。

○指導室長 第8条でございます。

○小島委員 第8条。

○指導室長 教育委員会資料ナンバー6の第8条「(見出しを含む。)中」で、「人事交流」の下に「等」を加える。今まではほかの区に幼稚園教諭を派遣して交流するというような場面がありました。それに加えて先程申し上げたとおり、国の方に行くためには一旦退職せねばならないので、その方がもし戻ってくる場合には「等」ということで、同じような給与の移行ができるようにしたということでございます。

○小島委員 今急いで見ているのですが、行って戻ってくる場合も含まれるとは書いてない気がしますが、8条にそう書いてあるのですか。

○指導室長 具体的に新旧対照表の方の条文をご覧くださいませでしょうか。3ページございます。旧の方が下にありまして「人事交流によって引き続いて職員となった者の号級が」ということで、要するに港区からほかの区へ行ってまた戻ってきた、教諭になって戻ってきた場合のことを規定していたのですね。一旦国に行ってしまう場合は退職しなくてはならないので、その場合には「等」ということですくい上げるということでございます。

○小島委員 「引き続いて」という言葉が、一旦向こうへ行ってまた帰ってきたというのが、この「引き続いて」という意味なのですか。

○指導室長 そういう表現をしているということです。

○小島委員 分からなかったですか。「引き続いて」というわけですね。

○指導室長 港区立幼稚園の職員から文京区立幼稚園の職員になって、「引き続いて」港区に戻ってきた場合。これ一旦間があくとまたちょっと違ってくるみたいになると。

○小島委員 国の場合は一旦退職するわけですか。

○指導室長 退職という規定です。

○小島委員 退職するのは同じなのでしょうか。

○指導室長 基本的には今まで、教科調査官等になられた場合は、大学の先生に行ってしまうことが圧倒的だったわけですが、それが前提でなく、戻ってくることを前提にというような規定になっているということです。

○小島委員 だから我々にとってはいい先生が戻ってこられるわけですから、非常にいい規定なのですね。しかし、何でこのように読むのかというのが分かりにくかったのですが、今の説明で分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今回の異動というのですか、その場合の対応をきちんとできるように、きちんとしておきますというのは重要なことだと思うのですが、ナンバーの6-3には実はその辺のことが何も書かれていなくて、ある意味で勧告等々に伴う見直しに対する対応ということだけの説明になっております。実はそれよりも今のご説明いただいたようなことの方が本当は重要だと思います。ですから、今までどういうところが制度上やりにくくて、それを改めるかというところについて、本当はもっと丁寧に書いておいていただいた方が、先々のためにはいいのではないかと思いつつ伺いました。

○教育長 2番の「改正の背景」には最初の調整号数の削除だけしか書いていないので、これは書き加えてください。

○指導室長 そのようにさせていただきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 「引き続いて」という言葉が何となく気になるのですが、いいのでしょうか。

○指導室長 一旦違う職が入ってしまう、要するに幼稚園教諭としての専門職以外に大学職員になってしまうと、その間は経験年数に加わらないので、経験年数は引き続いてという状況を「引き続き」という表現をしているということになるのですけれども。

○小島委員 分かりました。言葉に色々な意味が含まれているので。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、議案第27号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第27号については原案どおり可決することに決定いたしました。

7 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第28号「港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○指導室長 まず、資料ナンバー7の議案の番号が27号になっておりまして、大変失礼をいたしました。これは28号でございます。

「港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」ということで、改正の条文につきましてはナンバー7のところに書いてございます。新旧対照表が7-2、そして概要が7-3ということで、7-3を使いましてご説明申し上げます。

学校教育施行令の改正及び特別区における行政系人事制度の改正に伴い、港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正し、引用条項及び職の名称に係る規定を改めますということで、まずは引用条項ということで、学校教育法施行令の引用で、平成29年9月13日付で改正されたもので、第2項が新たに付け加えられました。その関係で、「港区立学校の管理運営に関する規則」第3条及

び第3条の2項において同施行令第29条の規定が引用されています。新たに設定された同施行令第29条第2項の規定につきましては該当しませんということで、したがって同規則の第3条及び第3条の2に記載されている「施行令第29条」を「施行令第29条第1項」と改めて表現させていただきます。

また名称につきましては先程庶務課長の方から説明されました職の名称の変更ということで、新たに「総括係長」の名称を「課長補佐」に、「主任主事」の名称を「主任」ということで、全ての条文が改正されています。

また参考資料としまして学校教育法施行令第29条がどのようなものかについては、資料としておつけしております。

説明は以上になります。ご審議の上ご決定の程よろしく申し上げます。

○教育長 説明終わりました。ご質問、ご意見を申し上げます。

議案第26号の資料の5-2の第2条の第3項の条文が削除になっていますが、こちらの規則の10条の3で規定する「主査」との関係の説明してください。

○指導室長 条文としてはもう第13条の3の中で、旧条文では「小中学校に課長補佐、主査及び主任主事を置くことができる」と規定されておまして、この「主査」というのは発せざるを得ないですね。

○庶務課長 この第6条で削除になった「副係長」の名称として、「主査」も含めて名称については規定することがないので、削除したことに伴ってこの3項についても削除となっておりますが、「主査」というものがなくなったということではなく、名称として必要に応じては称することができます。ただし、第6条に基づいてこの第3項も削除ということになります。

○教育長 港区教育員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指導等に関する規程第2条の第1項と第2項ちょっと読み上げてもらえますか。

○庶務課長 第2条の第1項につきましては、「課長 港区教育委員会事務局組織規則第3条第1項及び第3項に規定する課長、担当課長及び副参事並びに各処務規程に規定するこれらに相当する職をいう」。2項については「係長」、同じく「港区教育委員会事務局組織規程第3条第1項及び第2項に規定する係長及び担当係長並びに各処務規程に規定するこれらに相当する職をいう」となっております。

○教育長 「主査」の定義をすることはないということですか。

○庶務課長 第6条で削除することによりまして、この「主査」というものの定義を置く必要がないという解釈になります。

○教育長 「主査」は残るということですね。

○庶務課長 「主査」というものが全くなくなるわけではなく、この定義の中に定める必要はないという。

○教育長 現行の第6条では「主査」を「副係長」と称しているけど、改正でそれをしないということですね。

○庶務課長 職層においては「主査」という名称を用いることはできるということになります。ただ職に指定するものではございませんので、あくまでも名称という位置づけになりますので、この定義の中に規定することはないという。

○教育長 いずれにしても「主査」はなくなるわけではないということですね。

○指導室長 ということになります。庶務課長の見解によります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第28号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第28号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

1 平成30年度予算特別委員会の総括質問について

○教育長 次に日程第2、教育長報告事項に入ります。「平成30年度予算特別委員会の総括質問について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「平成30年度予算特別委員会の総括質問について」ご報告申し上げます。予算特別委員会におきましては3月9日に総括質問がございまして、教育長に対して自民党議員団の鈴木たかや委員から共産党議員団の風見委員までの4名から質問がございました。おめくりいただきまして、質問内容と答弁についてご報告いたします。

まず自民党議員団の鈴木たかや委員でございます。1問目が今後の子どもたちの教育環境の整備についてということで、港区で子どもが非常に多くなってきたことは喜ばしいけれども、小学校の施設が間に合うのかと危惧することがあると。その中で今後どのような子どもたちの教育環境を考えているのかということでございました。

今後の教育環境の整備につきましては港区教育基本計画などに基づいて、施設環境整備を進めるとともに、開発が活発化している学区域の状況を詳細に分析すること。児童数の動向を的確に把握して、増加が著しい学校については早期に対応策を検討するなど、良好な学習環境の確保に対応してまいりますということで答弁してございます。

次に、区立高等学校の設置の可能性についてということで、中学校進学時に、高校進学時に大切に育ててきた港区の子どもが他区に引っ越してしまうことは残念に思うので、ご検討していただきたいということで、引き続き港区の中の学校にいてもらいたいという思いからのご質問でございます。

こちらにつきましては千代田区の方で九段中等教育学校を設置しておりますけれども、この学校については区立中学校と比較して人件費や維持管理費、それから教員の確保が難しいという多くの課題があるということから、教育委員会といたしましてはこうした課題を踏まえて、区立高等学校

の設置については研究課題とさせていただきますという答弁でございます。

次に、就学援助の新入学学用品・通学用品費の支給額についてでございます。こちらは教育費の方でもご質問がございました。さらに総括質問におきましては、今後教育委員会として新入学学用品・通学用品費の支給額についての検討をさらに進め、早期にその結果をお示しいたしますということで、教育費の方でお答えしていた「検討してまいります」という答弁から、かなり前向きな答弁になってございます。

次に、みなと政策会議の清家あい委員からでございます。1問目が区立幼稚園3歳児の定員拡大についてということで、3歳児クラスのない幼稚園、また3歳児クラスが4、5歳児クラスに比べて少ない幼稚園について、改築や教室の工夫などで増設を考えるべきとのご質問がございました。

こちらについては今後施設面や運用面での課題を整理するとともに、将来的な幼稚園需要を見極めつつ、適切な定員の確保に努めてまいりますと答弁してございます。今回の3歳児の増員等につきましても答弁の中でお伝えをさせていただいております。

2問目は、区立幼稚園での夏季保育の実施や子育てサポート保育の拡充についてということでございまして、今後この子育てサポート保育の実施時間等については、「教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものにする」という国の幼稚園教育要領の趣旨を踏まえて、家庭と緊密な連携を図り、幼児の心身の負担に配慮した時間設定をしてまいりますと答弁してございます。

次にICT教育についてございました。プログラミング教育が開始されるということで、ICT教育に対して教える側の体制はどのように進めていくのかというご質問がございました。既にICT機器の効果的な活用方法や活用場面など具体的な指導方法を習得する研修を実施しております。来年度につきましては年2回実施するICT教育担当者会におきまして、研究パイロット校である小学校での実践事例や実践上の課題、また課題を解決する方法を情報共有し、ICT実技研修も年間8回実施して内容の充実を図ってまいります。あわせてICT支援員の勤務日数を今年度の1.3倍に増やし授業づくりの体制強化、また教員の専門性をさらに高め質の高いICT教育を推進してまいりますと答弁してございます。

次に、公明党議員団の近藤まさ子委員からでございます。コミュニティ・スクールの推進についてということで、区長部局との連携や地域の理解と周知が必要と考えますが、教育委員会として今後具体的にどのように取り組んでいくお考えかというご質問がございました。港区ならではのコミュニティ・スクールとなるように、中学校通学区域ごとを単位とした幼稚園・小・中学校の連携の組織であるアカデミーごとに、学校運営協議会を設置するなどして並行して検討してまいります。地域における区民参画及び区民協働の場を提供する総合支所を初め、区長部局とも連携しながらコミュニティ・スクールの導入を進めてまいります。

次に、食育の推進についてでございます。食育基本法の理念を教育現場でどのように実現していかれるのでしょうかというご質問でございます。来年度については児童・生徒の実態に即した「学校教育における食育推進の指針」を定めます。この指針に基づきまして各学校で成長・体力、生活

習慣、食生活、食文化の視点から目標と行動計画を定めて、健康な児童・生徒の育成に取り組んでまいります。また望ましい食習慣や生活習慣は家庭や地域との関わりの中で形づくられ身につくことから、学校における取り組みとあわせて、家庭と地域との連携を図りながら食育を推進してまいりますとの答弁でございます。

同じく就学援助の新入学学用品・通学用品費の支給額についてご質問がございました。これにつきましては先程と同様でございます。

次に、共産党議員団の風見利男委員でございます。こちらにつきましても、新入学学用品・通学用品費の国基準以上への引き上げと差額分の支給についてのご質問がございました。教育費に続いての総括でのご質問で、内容的には先程の答弁と変わりはありません。

次に、学校プールの温水シャワーの設置についてでございます。計画上では青山小、白金小、南山小が2018年度、御田小が2019年、芝小が2020年となっているけれども、前倒ししてでももう少し早期に改善すべきというご質問がございました。

現在温水シャワーの未設置の小学校が6校ございます。30年度は青南小学校に当初の計画どおり設置いたしまして、そのほか新たに3校については1年から2年、計画を前倒しして設置する予定でございます。平成32年度までに順次設置していく予定にしておりますが、他の方策についても引き続き検討し、可能であれば計画を前倒しして設置してまいりますと答弁してございます。

次に、御成門の改修についてでございます。早急に関係者との協議を進めてオリンピック・パラリンピックまでに改修できるようにすべきですというご要望がございました。御成門の所有については東京都や土地所有者が協議を行っており、現在も所有者が明確になっていない状況がございます。今後も引き続き東京都及び土地所有者に対して所有者の明確化と、改修に向けた働きかけを積極的に行ってまいりますと答弁してございます。

次に、青山運動場の利用時間の拡大についてでございます。こちらにつきましてはさまざまな生活環境への影響について近隣の方々からご意見をいただいておりますので、現時点では利用時間の拡大については難しい状況です。今後も拡大については近隣にお住まいの方々と協議を続けて、理解が得られるよう取り組んでまいりますと答弁してございます。

平成30年度の総括質問につきましては以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いします。

よろしいですか。

それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

2 寄付の受領について

○教育長 次に、「寄付の受領について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「寄付の受領について」資料ナンバー2を用いてご説明をさせていただきます。寄付の受領につきましては、取り扱いの内規に基づいて寄付の見積金額が概ね100万円を超える場合、また卒業記念や周年記念の寄付を受領した場合については、教育委員会へ報告するこ

ことなっております。なお100万円以下については情報提供をさせていただいております。また平成29年度現時点での修了及び周年記念の寄付受領分についてご報告をさせていただきます。

まず幼稚園の修了記念といたしまして7園に項番1のと通りの物品の寄付をいただきました。本年は小・中学校への卒業記念の寄付はございませんでした。

また周年記念といたしまして幼稚園1園、小学校1校、中学校2校にご覧のと通りの物品が寄付をされました。

寄付を申し出た方に対しましては区長名で受領書とお礼状をお送りしております。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問ございますでしょうか。

項目ですが、今説明してくれたように項番1について卒業記念の寄付はなかったのですよね。そうしたら項目としては「平成29年度修了記念寄付について」でいいのではないですか。

○庶務課長 そのとおりでございます。今回ありませんでしたので、これは修了記念。

○教育長 項目は決まったものではないですね。

○庶務課長 公文書で決まっているわけではありませんので、それに、現物に基づいて表記するものでございます。

○教育長 よろしいですか。

それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

3 平成30年度新入学予定児童・生徒数について

○教育長 次に、「平成30年度新入学予定児童・生徒数について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー3をご覧ください。平成30年3月22日現在の平成30年度新入学予定の児童・生徒についてご報告いたします。

まず小学校です。1の表一番下の計をご覧ください。児童数につきましては平成29年度入学者数と比較し24名の増、学級数については2学級増の予定です。増減の大きな学校ですけれども上から芝浦小で31名の増、それから高輪台小学校で17名の減、麻布小学校で17名の増、筈小学校で18名の減、赤坂小学校で28名の増となっているところが目立つところがございます。なお網かけについては抽せん実施校で、小学校で言いますと5校でございます。御成門小学校については抽せん対象者14名のうち3名が繰り上げ、芝小については抽せん対象者50名おりましたが繰り上げはゼロ名、三田小学校については抽せん対象者26名のうち同様に繰り上げについてはゼロです。本村小学校については抽せん対象者19名のうち9名が繰り上げ、東町小学校は抽せん対象者31名のうち7名が繰り上げとなっております。

裏面をご覧くださいと思います。2ページになります。中学校の新入学予定生徒数・学級数です。表の一番下の計のところをご覧ください。生徒数につきましては平成29年度入学者数と比較し41名の減、学級数は平成29年度と同様23学級の予定です。増減の大きな学校ですけれども高松中学校で18名の増、白金の丘中学校で33名の減、青山中学校で22名の減、お台場学園

港陽中学校で19名の減となっているのが目立ちます。なお網かけについては抽せん実施校、昨年と同様高松中学校と三田中学校です。三田中学校は抽せん対象者102名のうち41名が繰り上がり、高松中学校については抽せん対象者167名のうち38名が繰り上げとなりました。

なお3月22日時点の入学予定者数であるため、今後の転出入により実際の新入学者数とは誤差が生じる可能性がございます。

ご報告は以上です。

○**教育長** ただいまの説明に対して、ご質問をお願いします。

○**山内委員** この増減は対象児童の人数の増減等も関係があるわけですし、なかなか理由を考えるととっても難しいと思うのですけれども、中学校の新入学予定生徒を見ると白金の丘、青山、お台場はある意味で大幅に減っているようには見えますが、何か推測できる理由のようなものはあるのでしょうか。それともそういうものでなくて、例年の中の自然な増減の幅の中におさまっているものなのか、その辺はいかがなのでしょう。

○**学務課長** 私どもの方である程度推計をしており、中学校全体で減になるということは予想していたのですけれども、実際の入学予定数が下回っているということで、今回は全体的に私立の方に入学する生徒が多かったのではと考えております。個別の部分については、例えば白金の丘中学校の減った理由ですが、白金の丘小学校の6年生が例年よりも少なかったというのが、理由として考えられます。港陽中学校につきましても、同様に港陽小学校の6年生が少なかったということ、青山中学校につきましても、私どもの方でも理由については把握してございません。以上です。

○**教育長** 6年生はそれぞれ何名でしょうか。

○**学務課長** お台場学園の港陽小学校の昨年の同時期の6年生については、昨年小学校6年生60名程おりました。今現在の6年生は46名となっていますので14名の減というのがございます。で、もう一つ白金の丘中学校の卒業生は確か52名でした。ちょっと正確ではないですが、29年4月7日現在で5年生の数字で71名です。今現在の6年生が白金の丘で52名おられますので、やはり減ってはおります。

○**小島委員** 前年が71名で今年の卒業生が52名という意味ですか。20名ぐらい減って33か。

○**教育長** 青山中の理由は分からないですか。

○**学務課長** 申し訳ありません。

○**教育長** ちなみに青山小と青南小はどうですか。

○**学務課長** 青山小は昨年が30名ですね、青山小学校。青南が81名。今の6年生の数字ですけども青山小が28名、青南が92名。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**小島委員** お台場の港陽中の今年の入学予定者が10名ということなのですが、昨年29名で、この4、5年でこんなに少ないことはあったのでしょうか。10名、15名なんてありましたか。お台場のこの5年ぐらいの入学予定者数おおよそでいいので分かりますでしょうか。

○**学務課長** お台場学園の今現在、29年4月現在の1年生が29名、2年生が28名、3年生は

20名という数になってございます。

○小島委員 中学校だけではなくて小学校もお台場は少ないのでしたか。59名いる、お台場は59名いるわけですね、今年の小学校1年生が。では結構多いのですね。

○学務課長 お台場学園の港陽小学校に、今在籍している数ですけれども、3月現在の今の1年生、1年生は64、2年生が47、3年生が68、4年生が54、5年生が53、6年生が46という、そんな数字になっております。

○小島委員 まあまあかなりいるのですね。それが中学校に10名というところとちょっと危機的な状況になってきていると思うのですが、何が原因なのでしょう。前はよく、お台場は限定されてしまうので、良い意味での競争がないなど指摘されていましたが、教育委員会としても、今年極端に少なくなった原因を検討する必要があると思います。そして、危機的な状況と考えるのであれば教育委員会として、早急に手を打たなくてはいけないと思います。

○指導室長 平成29年のお台場学園港陽中学校の入学者は29名、これは小学校6年生のときは60名の母体から約半数。来年度の新生は10名ということですが43名中の10名ということで、違いは何かと言うと校長の所見によると、前年度の29年度の入学者に対する担任の声かけ、学年の声かけ、「中学校へ行こう」「港陽中へ行こう」というのを、ちょうどお台場学園開校当時から主幹教諭だった者ですから、本人の方は随分子どもたちに「港陽中いいよ」ということを積極的に語りかけていったと。今年度の者は後から入ってきた者、語りかけが少なかったというのが校長の感じているところです。子どもたちもお台場から外へというような気持ちも、人間関係がすごく濃密過ぎると一旦外へというのがありますから、そういった声かけやたまたまの学級の状況によって子どもたちが大きく変化することがあるので、たまたま今回は大きく変化した年なのかなとは感じているところでございます。

○教育長 例えば、区立の他校ではなくて、私立の傾向はどうですか。

○指導室長 私立はそんなに。

○教育長 変わらないですか。

○指導室長 お台場はどのぐらい。お台場は15名私立に行っているということですね。なので、受験して行く子も多いです。

○薩田委員 では、多いですね。

○教育長 10名というのは、今小島委員が言われたように、ぎりぎり二桁という数字です。

○指導室長 かつて7人しか入らなかった年を彷彿とさせられる数ですね。

○教育長 ちなみに男女別はどうですか。

○指導室長 約半々だそうです。

○小島委員 大分前に男の子がほぼゼロで女の子ばかりだったという年がなかったでしたか。

○指導室長 逆ですね。

○小島委員 逆ですか。

○指導室長 女の子1人に男の子が7人。後から編入して女の子が増えているのですけれども、そう

いった年もありました。

○**山内委員** この10というのはかなり切実に考えた方がいいのではないかなという印象を抱きます。今43人から10人で、私学へ15人ですという話は、私学は15人だけで、残りの18人が他の、この区内の区立の中学校に行ったということですか。区外もあるかもしれませんが。

○**指導室長** 学校としては例年どおり御成門と三田へ行く子が多かったです。

○**山内委員** 一つは10っていう数になるとさらに下の学年がまた本当にここに来るのか、ある意味ではやっぱりこれだけ人数少ないと授業もそうですし、グループでの授業も支障が出るでしょうしクラブ活動も、あらゆるものに支障が出てくるとますます他に行く傾向が出てくる可能性がありますよね。もう一つは、せっかく小学校と中学校と同じところでやっっている。

○**小島委員** 小中一貫で。

○**山内委員** ええ。逆にそれがマイナスに出ている可能性があるとする、逆にほかの、区内のほかからはここには入りにくくなっているとするとそれも問題です。本当は小中で一体でやっっている中で魅力的な教育をやっ、ほかの区内の小学校からもここに来たいと見せられればいいのですけれども、逆にもう入り込みにくいというようになっているとしたら。

○**小島委員** ただお台場という環境で行くのが大変で、今までお台場以外からお台場の小・中学へ来る人はほとんどいなかった。

○**指導室長** そうですね、少ないですね。

○**小島委員** ゆりかもめぐらいしかないのです。

○**山内委員** 逆に言えば、ここの中にいる人たちはゆりかもめ乗らないとほかの中学に行けないはずなのに、それでも出てしまうという問題ですよ。

○**指導室長** よそへ行く方の選択理由として、以前からお台場のあそこには塾がないのです。御成門や三田に行くのと帰りに塾に寄れる、つまり交通費は出ているわけですよ。それで塾に寄れるというメリットが外に出ることによってあるので、それでお台場学園の保護者たちが要するに自分たちで夜の、早稲アカに来てもらって塾をやったりとかと、工夫をしながら子どもたちの学力を伸ばすのを、学校だけではなくて地域の中でもやっ、いこうというのが、かつてお台場学園開校当時にはありました。それが今どうなっているかちょっと私は把握していないのですが、そういったものももし急になくなってしまうとしたらやはり塾へ行くために、御成門や三田へ行くというケースが増えてくる可能性もなきにしもあらずというところがございますし、部活動も人数が少ないとできない部活があるので、そういった野球とかサッカーとかやるためにはやっぱりお台場を出ないといけないということですので、そんなところがあるのかなと。なので、あえてバスケットとか5人いれば何とか試合に出られるものとか、バドミントン、個人でも何とかなるものというのを充実させてやっ、てきているわけなのですけれども、たまたま野球やサッカーを好む子が多い年は、それがかなり影響が出てくるのかということ、新たに地域の方ではお台場ならではのスポーツということで、マリンスポーツにも地域の方で取り組んでいこうと、それが部活になるようにしようということと準備は今進めていますから、また新たな志向の子どもたちがお台場を目指してくる可能性もあ

るので、全く学校が何もしていないわけではないと思っているところでございます。

○教育長 高校受験を想定すると、塾のこともあるかもしれないです。

○指導室長 ちなみに夜の親御さんたちがやっていた塾はやめられたそうです。

○田谷委員 個人的にPTAのときからお台場の方たちとは親交があるのですが、私は。毎年海苔の収穫のときにお邪魔させていただきまして、お台場の方たちと鍋をつつきます。まず一つ感じるのは、お台場の方は割と子たくさんの方が多くて、私存じ上げているので6人お子さんがいらっしゃる方とかいらっしゃるしまして、アベレージでも3、4人ぐらいいるのではないかと思うのですけれども、非常にそれは連携よく仲よく、わずか20年の歴史しかないのに地域活動ができているところはすごく高く評価できるのですけれども、ゆえに中学校進学率が落ちてしまう。だからそういうエリアから子どもも出たがるのですよね。「本土へ行きたい」という言い方されてきましたね。

○薩田委員 「島」ですからね。

○田谷委員 「島」ですからね。それで室長もおっしゃいましたけど、あそこならではの特性を生かした教育をするとすると、私ははっきり申し上げてマリンスポーツしかないと思います。学校側としては、今年行ったときもそういう話がその席で出たのですが、マリンスポーツとすると、学校側としてはなかなか安全面とかそういう意味で難しいと思いますし、それからあそこは割とすぐ深くなってしまうというようなこと、それから水質の問題等もあるのですが、前々年度だったか、オープンウォータースイミングの大会なんかも開かれましたし、非常にそういうところも都を挙げて良い方向に向かうようなことも、施策もとっておられると聞いているので、そのマリン部と云うのですか、そういうのを検討していただいて、教育委員会としても後押しをすれば、例えばサーフィンをやりたいとかウィンドサーフィンをやりたいとかいう子どもが、向こうに行く可能性もあるのではないかなと。新しいオリンピックでもそういう種目が採用されますし、お台場学園自体がブリティッシュ・オリンピックのキャンプ地にはなると聞いておりますし、それ以外には非常に外を知りたいというのが強いようですね。

そういうことですので、マリンスポーツというのでも検討してはいかがかなと、学校だけではなくてですね。

○教育長 ある程度の理由は分かっているけれど、追跡調査をしていかないといけないと思います。今年度だけではなくて過去も含め行う必要があります。

○小島委員 一旦少なくなるとなかなか回復が難しいというのが今までの傾向なので、今、この10になった時点で早急に学校と教育委員会、指導室で検討してもらって、何か対策を考えてもらえればうれしいなという要望なのですけれども。

○委員長 それでは、よろしいでしょうか。

それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

4 平成30・31年度の港区青少年委員の委嘱について

○教育長 次に、「平成30・31年度の港区青少年委員の委嘱について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、報告事項4「平成30・31年度の港区青少年委員の委嘱について」ご報告させていただきます。

教育委員会では青少年教育の振興を図るため中学校区域ごとに青少年委員を配置し、地域の青少年育成にご尽力いただいております。資料ナンバー4をご覧ください。現在の青少年委員の委嘱期間が本年の3月31日をもって満了するため、新たに30年4月1日付で、資料の名簿に記載の27人の方について、青少年委員として委嘱させていただきます。今回27人中4人の方が新規となり、そのほかの委員の期数は名簿に記載のとおりとなります。

なお青少年委員の身分は非常勤の職員、任期は2年間となっております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明終わりました。ご質問をお願いします。

○小島委員 新規の方はPTA関係でお会いした方が何人かいらっしゃるのですが、新規の方の属性というか、出身母体というかはどんな内容になるのですか。

○生涯学習推進課長 上から高松地区の上井一哉さんにつきましては、白金小学校のPTA会長を29年3月までやっていらっしゃいました。次に六本木の黒須輝人さんにつきましては、南山小学校PTAの会長を平成27年4月から今年度30年3月までやっていただいております。また青少年対策六本木地区委員会の副会長も務めていらっしゃいます。3番目に赤坂地区の大園陽子さんにつきましては、赤坂中学校のPTAの役員を25年度やっていただいております。最後にお台場地区の森島眞江さんにつきましては、お台場学園のPTA会長を平成24年から28年度までやっていただいております。

○小島委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 平成30・31年度の港区スポーツ推進委員の委嘱について

○教育長 次に、「平成30・31年度の港区スポーツ推進委員の委嘱について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、報告事項5「平成30・31年度の港区スポーツ推進委員の委嘱について」ご報告させていただきます。資料はナンバー5をご覧ください。

教育委員会ではスポーツの推進を図るため、中学校区域ごとにスポーツ推進委員を配置しまして地域のスポーツ活動促進にご尽力いただいております。現在のスポーツ推進委員の委嘱期間が本年3月31日をもって終了するため、平成30年4月1日付で、資料の名簿に記載の26人の方について、新たにスポーツ推進委員として委嘱させていただきます。なお六本木と赤坂地区につきましては引き続き青少年対策地区委員会へ推薦を依頼してまいります。また今回新規の方々に関しましては4人の方がいらっしゃいます。そのほかの委員の期数は名簿に記載のとおりとなります。

こちらのスポーツ推進委員の身分につきましても非常勤の職員、任期は2年間となっております。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明終わりました。ご質問をお願いします

○小島委員 このスポーツ推進委員についても新規の方はどういう方なのでしょうか。

○生涯学習推進課長 こちらについては、PTAの役員をやっていた方とかそういうことでの履歴書をいただいているわけではないので、地区ごとから推薦していただいたということと、あと得意種目をこちらに書かせていただいているというところぐらいが確認できている情報でございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

6 生涯学習推進課の4月事業予定について

7 図書館・郷土資料館の4月行事予定について

8 4月指導室事業予定について

○教育長 次に、「生涯学習推進課の4月事業予定について」「図書館・郷土資料館の4月行事予定について」「4月指導室事業予定について」、この3件の定例報告につきましては配布資料のとおりです。各報告についてご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

9 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年（平成29年12月31日現在）の評定状況の調査結果について

○教育長 次に、「都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年（平成29年12月31日現在）の評定状況の調査結果について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年（平成29年12月31日現在）の評定状況の調査結果」に基づき、港区立中学校の状況についてご報告させていただきます。

これらにつきましてはいわゆる成績一覧表、中学校3年生の12月末日の評価評定につきまして、審査という状況について確認をして、特異な例ですとか不正な評価がないかどうかについて審査するのが成績一覧表の会議です。その結果を都に報告したものが、全都的にまとめられたものが、この別紙の部分になります。細かい文章よりもグラフの方が分かりやすいので、3枚目の裏面と4枚目の表面に学習状況の評価評定の分布状況について、平成29年度・30年度について示されております。これ、もともとかつては成績は相対評価ということで、5と1が7%、2と4が24%、3が38%ということで、その人数比を正確に行うのが成績をつけるということでした。それが絶対評価に変わったことによって、その評価の分布についてどうなっているかということについてはきちっと調査をしていこうということで、きちっと状況について都が発表するようになってござい

ます。

その結果ですが、一番最後のページになりますが、港区立学校におきまして1校だけ、特異な例を示している教科のある学校ということで示されております。特異な例というのは項目の1番から8番まで、例えば全教科にわたり「1」の評定がついていないとか、「1」と「2」が全くついていない、全教科にわたって「5」の評定がついていない、「5」と「4」の評定が全くない、「5」の評定が50%以上、「5」と「4」の評定の割合が80%以上、「1」の評定が50%以上、「2」と「1」で80%以上。このような中で1校、港区の番号は4番となっておりますが、こちらの学校があるということで示されています。これにつきましては1月5日に港区の青山中にて成績一覧表調査会議をした結果、間違いなくその子どもたちの状況については納得できるものである、つまり子どもたちの状況ですとか提出物とか色々なものを考えても、「1」がつかないということは不自然ではないという状況でございましたので、東京都の方には報告されておりますが、特段問題はないと捉えていただいて結構でございます。

報告については以上でございます。よろしくお願いいたします

○教育長 ただいまの説明につきましてご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員からそのほか何かありますでしょうか。

よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は定例会を4月13日金曜日午前10時から開催の予定ですので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

(午前11時48分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 小島 洋祐